

令和7年度 放課後児童クラブ減免制度のご案内

放課後児童クラブ利用負担金(放課後児童健全育成事業運営負担金)については、減免制度があります。以下の減免対象区分に該当する世帯は、『石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免申請書』と必要な添付書類を石狩市役所子育て推進部子ども政策課に提出してください。なお、提出がない場合は減免にはなりませんので、ご注意ください。

○減免対象区分・減免申請書に添付していただく書類(複数選択可能)

減免対象区分	減免後の額 ^{※1}	添付する書類
災害や保護者死亡などにより納付が困難である世帯	利用料金 0円 延長料金 0円	左記事由を証明する書類
生活保護受給世帯	利用料金 0円 延長料金 0円	保護受給証明書の写し
就学援助費受給世帯	利用料金 1,750円 延長料金 250円	—
第2子以降の児童が利用する世帯 ^{※2}	利用料金 0円 延長料金 500円 延長料金 250円 (就学援助費受給世帯の場合)	きょうだいが、別居、就労、その他の場合は、扶養を確認できる書類の写し
その他()		左記事由を証明する書類

令和7年度から!

※1 減免対象区分に該当しない場合の料金については、利用料金 月額 3,500円、延長料金 月額 500円となります

※2 令和7年度より、第2子以降の児童が利用する世帯は、減免を受けることにより、第2子以降の利用料金が0円になります。なお、減免を受けるには、**減免申請が必要**です
詳細については裏面をご覧ください

○提出先・お問合せ先

【窓口・郵送で提出する場合】

石狩市子育て推進部子ども政策課(市役所1階18番窓口) TEL:0133-72-3192
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
窓口は平日 午前8時45分から午後5時15分まで

【オンライン申請で提出する場合】

マイナンバーカードをお持ちの方は、Web から申請することができます
下記のリンクもしくは、右の二次元コードを読み取りしてください

<https://ttzk.graffer.jp/city-ishikari/smart-apply/apply-procedure-alias/jidoclub>



減免申請書を受付しておりますが、お早めに申請していただきますようお願いいたします



オンライン申請は電子証明が有効なマイナンバーのほか、NFCまたはFelicaに対応したスマートフォン・送受信可能なメールアドレスが必要です!

裏面もご覧ください

令和7年度
第2子以降の
無償化開始！！

第2子以降の児童が利用する世帯について

令和7年度より、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの負担金減免規定を見直し、第2子以降の負担金を無償化します(令和7年4月分からの負担金が対象です)。

なお、延長料金については、無償化の対象外となります。

例1

生計同一世帯

就学前

小学生

中学生以上

第4子



第3子



第2子



第1子



クラブ利用

無料

無料

例2

生計同一世帯

就学前

小学生

第3子



第2子



第1子



クラブ利用

無料

※別居している場合でも、扶養を確認できる書類(源泉徴収票の写しなど)により扶養が確認できれば、「生計を一にする」ものとなります。

クラブを利用する子のきょうだいで「生計を一にする」ものであれば、年齢を問わずカウントします